

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十四号

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部を改正す

る条例

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第四条の七第二号又は第七号」を「第四条の七第一号又は第六号」に、「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。